

## 総務常任委員会記録

令和5年6月26日（月）於 第1委員会室

開会 午前10時00分

散会 午前11時16分

### ○出席委員（7名）

5番 赤平泰衛委員 16番 木村隆洋委員 17番 千葉浩規委員  
19番 外崎勝康委員 24番 三上秋雄委員 25番 佐藤哲委員  
27番 清野一榮委員

### ○出席理事者（9名）

総務部長	番場邦夫	人事課長	福士太郎
人事課総括主査	大澤実樹	契約課長	黒沼立真
障がい福祉課長	成田亜弘	建築住宅課長	熊澤靖夫
防災課長	一戸拓利	財務部長	奈良道明
市民税課長	村元広美		

### ○出席事務局職員（2名）

局長 佐藤記一 書記 成田敏教

---

【午前10時00分 開会】

○委員長（佐藤 哲委員） これより、総務常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

本定例会において、総務常任委員会に付託されました案件は議案4件であります。

なお、審査に先立ち申し上げます。

議案審査に当たりましては、配付しております議案審査順序表のとおり審査を進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

---

### 議案第42号 弘前市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例案

○委員長（佐藤 哲委員） まず、議案第42号弘前市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。

○総務部長（番場邦夫） 議案第42号弘前市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本議案は、小学校等に就学する子を養育する職員を対象として新たに子育て部分休暇制度を

設けるため、所要の改正をしようとするものであります。

それでは、改正の概要につきまして御説明申し上げますので、お手元の資料を御覧ください。よろしくお願いいたします。

初めに、1、新しい休暇制度「子育て部分休暇」の導入についてであります。

まず、既存の部分休業は、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき、小学校就学前の子を養育する場合、正規の勤務時間の初めまたは終わりに、一日を通じて2時間を超えない範囲で休業することができる制度であります。

このたび導入しようとする子育て部分休暇は、既存の部分休業制度では対象とならない小学校1年から6年の子を養育する場合にも同様の休暇を取得することができるものであります。なお、部分休業と同様に、休暇を取得した1時間につき時間単価を給与から減額する無給の休暇制度であります。

次に、2、関係条例の整備についてであります。

育児休業等に関する条例は、子が2人以上で既存の部分休業と同時に利用できる場合などに合わせて2時間までとする取得調整について規定するほか、教育関係職員、技能労務職員及び上下水道部職員については適用される条例が別途定められておりますので、同様に子育て部分休暇を導入するため、規定を整備するものであります。

続きまして、3、既存の育児関連制度との比較イメージについてであります。

こちらは、正職員の既存の育児関連制度について取得可能な子の対象年齢別、給与の有給・無給の別について図式化したものであり、今回導入しようとする子育て部分休暇は、小学校の子を持つ職員を対象とした無給の休暇となるものであります。

最後に、本議案の施行日ですが、公布の日から施行とするものであります。

以上であります。

○委員長（佐藤 哲委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○17番（千葉浩規委員） 総務常任委員会は初めてですので、よろしく願います。

まず最初に、部分休業・休暇を取得することができる正職員と会計年度任用職員について答弁をお願いします。

二つ目は、部分休業・休暇を取得した場合の給与についてですが、勤勉手当、期末手当の扱いはどうなるのかと。

三つ目は、部分休業・休暇は労働者から請求があった場合、必ず認められるものなのかどうか。

最後に、四つ目は、ここには、資料にも育児関連制度が掲載されているのですけれども、その利用状況について答弁をお願いします。

○人事課長（福士太郎） 私のほうからお答えいたします。

まず、一つ目、部分休業・休暇をすることができる職員はということで、正職員について、小学校就学前の子を養育する職員は部分休業を、小学校1年から6年の子を養育する職員は今回の子育て部分休暇を請求することができるものです。長期の会計年度任用職員については、子が3歳に達するまでの部分休業の利用が可能となっておりますが、今回の子育て部分休暇は対象外となっております。

続きまして、二つ目の部分休業・休暇を取得した場合の給与のほうはということで、勤勉手当、期末手当への影響ということでお答えいたします。勤勉手当につきましては、在職期間の算定に当たって、承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しな

った全期間を除算いたします。期末手当への影響のほうはございません。

次に、三つ目として、部分休業・休暇は、職員から請求があった場合、必ず認められるのかという御質疑ですけれども、子の養育をするために一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合は、これを承認しなければならないものとしております。ただし、ほかの休暇も同様ですけれども、公務の運営に著しく支障がある場合については、この限りではございません。

最後、四つ目ですけれども、既存の育児関連制度の利用状況ということで、資料のほうにあります育児休業、令和4年度の正職員の育児休業の取得実績につきましては、女性が12名、男性15名の計27名となっております。取得率としましては、女性が100%、男性が83.3%となっております。また、部分休業のほうの取得実績につきましては、女性が15名、男性1名の計16名となっております。

○17番（千葉浩規委員）　そこで、3のところに育児関連制度が掲載されているのですけれども、こうした制度と今回の部分休業・休暇について、併用して取得することができるのかどうか、答弁をお願いします。

○人事課長（富士太郎）　部分休業・休暇、ほかの制度を併用して取得できるかということの御質疑ですけれども、子が2人以上で部分休業と子育て部分休暇、特別休暇である育児時間が同時に利用できる場合や、介護時間が別にまた制度があるのですけれども、介護時間を同時に利用する場合などは、合わせて2時間までとなるように取得のほうを調整して取得することとなります。

○17番（千葉浩規委員）　最後なのですけれども、今回の休暇制度を導入するに当たっての職員の声、あとどのような活用を想定しているのか、答弁をお願いします。

○人事課長（富士太郎）　まず、職員の声ということですが、既存の部分休業を取得している職員のほうは増加傾向にありまして、現在、それらを利用している職員や、子が小学生となりこれまで利用できなかった職員からも対象年齢の延長の要望がこれまで上がってきておりました。なので、潜在的なニーズは高いのかなというふうに考えております。

続いて、どのような活用を想定しているかということでお答えいたします。日常的な家事であったり、育児時間の確保、これが本来的なものですけれども、子の学校・習い事、あとは今、部活動などの送迎ですね、あとは夏休み・冬休みなどの長期の休業期間に家庭で過ごす時間の確保、あとは一般的に言われる小1の壁と小4の壁というようなことで、それぞれの時期でお子様たちが抱える問題への、環境変化などへの対応ということで、こういった場面で活用してもらえればなというふうに考えております。

○17番（千葉浩規委員）　意見要望です。

職員の労働条件の改善ということで、大変いい制度だというふうに思います。また、同時にこの制度が市全体にできる限り広まっていけばいいのかなと思います。

また、もう一つ、答弁にもありましたけれども、長期の会計年度任用職員については、子が3歳に達するまで部分休業の利用が可能だということなのですけれども、この長期の会計年度任用職員についても、さらにその休業の期間が増えるように、何とか検討のほどをよろしくお願いします。

○5番（赤平泰衛委員）　無給のそれぞれの休暇あるいは休業制度があるのですけれども、青森県市町村職員共済組合に加入している場合、それぞれ、例えば育児休業でいうと育児休業の手当金が1歳に達するまで支給になると思っていました。そういった意味において、ここの水色

の部分かどのような形になっているのかと、それからピンクの部分、今回新たな条例を制定するというようなところでいうと、ここの部分は丸々無給、しかも市町村職員共済組合のほうからも手当金も支給されないということで理解してよろしいでしょうか。そこら辺の仕分のところをちょっと説明していただければと思います。

○人事課総括主査（大澤実樹） 育児休業につきましては、今おっしゃられたように、共済組合からの手当金のほうがありますけれども、現時点では育児短時間勤務ですとか、部分休業、子育て部分休暇といった勤務時間を短縮する制度に対しての手当金は現時点ではございません。

○16番（木村隆洋委員） 先ほどの千葉委員の質疑と少し関連になるかも分からないのですが、現時点でこの小学校の1年から6年のお子さんがある、対象となる市の職員の数というのはどのぐらいを想定しているのか、お伺いいたします。

○人事課長（富士太郎） 手元にある資料で、本日現在ということではないのですが、ちょっと抽出した人数でいくと、市長部局と行政委員会が182人、教育委員会で18人、水道部局で15人ということで、トータルで男性が152人、女性が63人、215人の職員が小学校の子供を持っていらっしゃるということとなっております。

○16番（木村隆洋委員） 制度とすれば非常にいい制度だと思うのですが、恐らくこの部分休業の取る時間は重なるのかなど。朝か、やっぱり早くか、極端な話、例えば9時、10時ぐらいから15時ぐらいまでは取る方はほとんどいないと思うのです。それで、朝か夕方に集中するということが恐らく想定されると。

そういった中で、同じ課の中で複数人が取ったときに、その課の中での仕事のサポート体制というか、そういうのはどのように考えているのか、お伺いいたします。

○人事課長（富士太郎） 御質疑にありました、皆様、資料のほうを御覧いただいて、3番のところですが、その他として時差出勤というものも市のほうで導入してしまっていて、これも例えば渋滞緩和であったりとか、公務が朝早いとか、夕方以降に行われるとか、そういった場合に時差出勤という制度があるのですが、これも例えば子育ての送り迎えということで利用される職員もいるのですが、今、木村委員からお話があったように、やっぱり職場によってはぶつかってしまったりとか、人数が少ないところなので集中したりとかということはあるのですが、時差出勤も含めて、ある程度、事前にスケジュールとかそういったものを業務調整してというような取扱いとしてはあるのですが、やはり今後、今の制度でぶつかっていくとなると、なかなか取りづらいような雰囲気とかというふうにはなると思うので、その辺はなるべく、やっぱり急に熱が出て休みとかということもあるのですが、職員間で周りのサポート体制も、急に、いつからというのを知らないということではなくて、職場の中のコミュニケーション、長のほうの管理ということで進めていければなというふうに考えていました。

○16番（木村隆洋委員） そこは、これからスタートしていくので、多少問題があったとしてもぜひ皆さん、うまくやっていただきたいなということと、最後に、ちょっと1点、県内の他市町村の事例とかはどうなっているのか、最後にお伺いして終わります。

○人事課長（富士太郎） 他市の状況ということで、県外ですと神奈川県綾瀬市とか、割と珍しい、あまり取組がない例ではあって、県内のほうも、今回ちょっと確認したところ、恐らく県内での導入例というのはないのかなということと、たださっきも言ったように、潜在的なニーズというのはあると思いますし、ほかの自治体、それぞれ事情はあると思うのですが、同じような制度が進んでいけばいいのかなというふうには思っています。

○19番（外崎勝康委員） 今、千葉委員、木村委員からもちょっとお話があったので、ちょっと重なるのですけれども、この部分休業に関しての、先ほど、必ず認めるかどうかということに対して、基本は認めるけれども、業務に著しく影響がある場合はその限りではないということなのですよね。ですから、そういう意味で、この申請のタイミングと認可の問題があると思うのです。

それと、あともう一つは、その公務に著しく影響があるということの捉え方というのは様々あると思うのですよね。重要なプロジェクトが入っているとか、今言ったように重なるとか、子供がちょうど、ちょっと前であればコロナがはやって、かなりお子さんがかかって休まなければ駄目だとか、いろいろなケースがあると思うのですが、その辺、もうちょっといろいろなケースを考えられていると思うのですが、その辺をもうちょっと、より具体的にお話いただければと思います。この著しく影響があるというのが、どこまでどう捉えているのか、ちょっとその点をお聞きしたいと思います。

○人事課長（福士太郎） 今、委員からお話があった著しく公務に支障がある場合ということで、その職員がどうしても出勤しなければならないというような状態は、ほかの休暇制度もそうですけれども、基本的にはあまりないような、周りの職員が代替して対応するというような運用というか、取扱いになっておりますので、仕事が忙しいのだから休ませないよというようなことは、通常はあまりないような形になっております。

○19番（外崎勝康委員） それで、ちょっと今、答弁漏れなのですけれども、申請のタイミングと認可ということで、そこはもうちょっとはっきりとお知らせください。

○人事課長（福士太郎） この休暇、一応事前に請求して取得の申請をするというような形にはなっているのですけれども、運用としては、計画のほうを立てていただいて、目安として大体2週間以上、最長1年ということで、この期間は休みますということで事前に頂いて、その中で業務調整とか、そういったものを図るような想定となっております。

○19番（外崎勝康委員） では、緊急の場合とかはどうなるのですか。どうしても緊急でこれを使いたいという場合は。そういう場合も何かそういう決まりとかはないのですか。

○人事課長（福士太郎） 急にお子さんが熱を出したというふうになると、資料のほうにもありますけれども、そのほかに子の看護休暇であったりとか、そういった通常の休暇制度を緊急に、その日の朝に熱が上がったので今日は休みますというようなことで、様々、組み合わせながら対応していただいていたので、子の看護休暇のほうも、そこに書いてあるとおり、1年に5日、お子さんが2人以上だと10日ということで、こういったものを組み合わせていただいております。（「いいです、分かりました」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤 哲委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（佐藤 哲委員） 御異議なしと認めます。  
よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

[理事者一部入替え]

---

議案第49号 工事請負契約の締結について（令和5年度(仮称)弘前市身体障害者福祉センター新築  
工事(建築工事)）

---

- 委員長（佐藤 哲委員） 次に、議案第49号工事請負契約の締結についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。

- 総務部長（番場邦夫） 初めに、配付資料について御説明申し上げます。

令和5年度(仮称)弘前市身体障害者福祉センター新築工事(建築工事)に係る議案第49号につ  
きまして、工事概要をまとめた資料及び図面のほか、入札執行書をお配りしております。

それでは、議案第49号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本工事は、弘前市身体障害者福祉センターについて、地盤沈下の影響と考えられるゆがみが  
建物内部に生じたことに起因して改修困難な既存の建物を令和3年度に解体していることから、  
今回、当該センターの建て替えに伴う建築工事を行うものであります。

工事名称は、令和5年度(仮称)弘前市身体障害者福祉センター新築工事(建築工事)で、工事  
場所は弘前市大字八幡町一丁目9番地17であります。

工事の概要は木造平家建て、延べ床面積481.65平方メートルの(仮称)弘前市身体障害者福祉  
センターを新築する工事で、在来工法による木造工事、建具工事、内装工事等のほか、外構工  
事を含む建築工事を行うものであります。

契約金額は2億680万円、契約の相手方は株式会社小山田建設、竣工期限を令和6年5月31  
日として契約を締結しようとするものであります。

以上であります。

- 委員長（佐藤 哲委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

- 17番（千葉浩規委員） 初めてですのでよろしく申し上げます。初めてなので、基本的なこと  
も含めて質疑をさせていただきます。

まず、総合評価落札方式ということなのですが、その評価値というのがあるのですが、  
この説明をお願いしたいと思います。

二つ目は、入札価格からどのようにして価格評価点の数値を割り出すのか。これが二つ目  
です。

それで、三つ目は、条件付き一般競争入札というふうにあるのですが、こ  
れの説明と、あとは今回の条件というものは何なのか、答弁をお願いします。

- 契約課長（黒沼立真） ただいまの御質疑に対してお答えいたします。

まず、1点目です。総合評価落札方式における評価値とは何かということだと思います。総  
合評価落札方式における評価値は、入札参加者の企業としての施工能力や当該工事への配置予  
定技術者の能力などを点数化した技術評価点と、入札参加者の入札価格を点数化した価格評価  
点の合計点であり、評価値の最も高い入札参加者を落札者とするものであります。

2点目の価格評価点はどのようにつけるのかということでございます。価格評価点は、通常

の価格競争に当てはめた場合の落札者となるべき入札金額、これを配点基準価格と申し上げます、を満点である85点としてその金額との差額を点数化したものであります。

3点目、条件付き一般競争入札とは何かということです。条件付き一般競争入札とは、入札公告において必要な参加資格を定めた上で執行する入札方法のことでありまして、不適格業者の排除と工事の品質を確保するとともに、地域要件を設けることで市内事業者の受注機会の拡大につなげることを目的としたものであります。

それで、今回の条件はどのような内容かということでございます。今回の入札で定めた主な入札参加資格といたしましては、1点目として、市内に本店を有すること。2点目として、市の令和5年度建設工事指名競争入札参加資格者名簿において建築一式工事A等級に格付されていること。3点目といたしまして、平成20年度以降に建築一式工事で1件の契約金額が1億600万円以上の元請施工実績があることなどであります。

○17番（千葉浩規委員） 技術評価点についてなのですが、一般競争入札執行書の中に、7.0から10.0と幅があるわけですが、具体的にどのような評価項目があって、どこでどのように差がついたのかが一つです。

もう一つは、一番最後の行に今回の落札率が98.07%とあるわけなのですが、この評価、どのように評価しているのか、答弁をお願いします。

○契約課長（黒沼立真） 業者によって技術評価点が7点から10点とあると。具体的にどの評価項目で差がついたのかということでお答えします。技術評価点につきましては、評価項目は大きく三つの項目に分かれております。一つ目が、企業の施工能力で配点が5.5点。二つ目が、配置予定技術者の能力で配点が4.5点。三つ目が、地域貢献で配点が3点で、配点の合計は13点であります。

今回の入札では、一つ目の企業の施工能力については4者とも4.5点。二つ目の配置予定技術者の能力については、最高点が4点であったのに対しまして最低点が1点でありました。三つ目の地域貢献の項目については、最高点が2.5点であったのに対しまして最低点が1.5点でありました。したがって、配置予定技術者の項目が入札参加者によって最も開きが大きくなったものであります。

落札率の関係です。落札率98.07%をどのように評価しているのかということでございます。平成30年度から令和4年度までの過去5か年度の総合評価落札方式で行った建築一式工事の平均落札率といたしましては、96%台後半から98%台前半で推移しております。このうち最も高かった年度は令和元年度の98.07%であり、最も低かったのは平成30年度の96.92%であります。これらのことから、今回の入札における落札率につきましても、おおむね例年並みというふうに捉えております。なお、建築一式工事につきましては、建築物を完成させるために基礎工事や建具工事、内装工事など様々な工種がありまして、下請に出す部分が他の専門工事と比較しても多いものと捉えております。また、ここにつきましては、自社の努力ではどうにもならない部分が多いことから、落札率も90%台後半になることが多いのではないかと推測しております。

○16番（木村隆洋委員） 今回、令和元年度から使用中止して、先ほどの話だと、3年度に解体して今、岩木のほうで代替でやっているというふうに認識しているのですが、今回、新築で今、参考資料で設計の図面とかもあるのですが、これまでと比べて違いとかはあるのですか。ここがこう広くなったよとか、例えば事務室が大きくなったとか、作業室がこうなったよとか、そういうこれまでの、せっかく新築になるので違いというのがあればお知らせく

ださい。

○障がい福祉課長（成田亜弘） 既存の建物との違いというところでございますけれども、まず今回、新しく建つ部分としましては、広報ひろさきの音声版を作成するための録音室を新たに設けております。あと相談室のほうは授乳室も兼ねておるのですけれども、交通公園広場のほうを利用されている方が例えば授乳される際に使われる部屋としても使えるような、そういうお部屋として相談室。あとは会議室としまして、これは障がい者関係団体の方々がなかなか会議とかをする場がないという御意見もあったので、その部分も踏まえて会議室というのを設けてございます。あとさらには団体活動室、これはこれまで、今回の身体障害者センターが利用休止になってから今回新たに整備するまでの間、いろいろ意見交換させていただいて、その中で団体の活動室というのが欲しいと。既存の建物をよく利用されていた障がい者団体というお話させていただきまして、5団体の方々が団体活動室というのがどうしても欲しいということもございまして、団体活動室というのを5部屋用意させてもらっております。あと幾つかあるのですけれども、例えば車椅子の方とかがトイレとかを使用される際に、既存であればなかなか、トイレはある程度決まった部分しか使えなかったのですけれども、今回のトイレにつきましては、多目的トイレのほかに男女のトイレ、通常のトイレに関しまして、車椅子の方も利用できる個室というのも用意させていただいております。あと聴覚の方に対しての施設としましては、よく火災報知機とか、普通であれば音なのですけれども、聴覚の方は耳がちょっと聞こえないという部分もありますので、光でお知らせできるような、光の通報装置といえますか、そういうのも準備してございます。あと視覚障がい者の方に関しましては、こちらのほう、駐車場から入り口に至るまでの部分、こちらのほうが駐車場ですよということでの音声で誘導できるような、そういうような機能も有しているほか、あとは施設の中に手すりがあるのでございますけれども、その手すりに、点字でもここが何の部屋ですよというような、形で分かるような手すりも使わせていただいております。

○16番（木村隆洋委員） 非常に皆さんにとって使いやすい施設になりそうだなというのがあって、ちょっと1点だけ確認で、これは交通公園の裏側というか、城北の。これまでと面積というか、ちょっと広がるのですかね、同じなのか。ちょっとそれだけお願いします。

○障がい福祉課長（成田亜弘） 実はこちらのほうは、今回利用させていただく財源というのが公適債と申しまして、複合施設にさせていただいて、かつ合計の面積が減築ということでその財源が利用できるというふうになってございます。一応、こちらのほうでは身体障害者福祉センターの部分だけでいきますと、これまでの面積よりは広くなると。若干ですけれども広くなるという形で用意させていただいております。

ちょっと面積のほうは……面積が416.67平米だったものが合計で482.92平米になる予定でございます。

○24番（三上秋雄委員） この新築については、基礎がちょっと弱くなって傾いたという話があったのですけれども、我々、これを見て説明がちょっと分からないのだけれども、この基礎というのは今回、どういうふうな打ち方をするのかと。

それから、今回、今建てる建物ですので、省エネということでどこに気を使ったのか。それちょっと教えてください。

○障がい福祉課長（成田亜弘） まず、基礎の部分でございますけれども、今回、地盤沈下という部分もありましたので、こちらのほう、建設用地の部分の地盤を地質構成とか性状のほうを把握するために調査させていただきました。その結果、その用地よりも下のほう、7メートル

ルよりも深い位置に出現します洪積礫質土層といいまして、いわゆる比較的古い時代に堆積した小石が多く含まれる土層、こちらが良好な支持地盤であるということが分かりまして、重量構造物にも耐用可能と評価したものでございます。それを実施した結果、あとは構造計算等、結果などを検討した結果、H型PCパイプぐいといわれる地盤補強のくい基礎を予定しております。これは基礎の下のほうにPCコンクリート製のくいを設けるということで建物の安定性を高めるものでありまして、今回の新センターの建設に当たっては、長さ7メートルのくいを約180本施工する予定でございます。

あと省エネの部分でございますけれども、こちらの部分に関しましては、これまで建物自体がちょっと薄暗かったといいますか、ちょっと照明的にもあまり明るくなかったという部分もありまして、今回は設計担当課の御意見、アイデア等も頂きまして、今、泉野の交流センターのほうにもございますとおり、ハイサイドライトといいまして天井からの自然光を取り入れるような、そういう施設にさせていただいたほか、あと電球等もLEDということにさせていただいて、そういう部分で省エネというふうな形にさせていただいております。

○24番（三上秋雄委員） 今、LED等を使って省エネと説明があったわけですが、最近、太陽光というのが結構話題になって、自身で電気をつくってそれを使うというのが、学校あたりも最近に使ったり、公共というのはそういうのが入ってきているわけですが、今回、そういうのは設備費がかかるからやらなかったのか、最近の建物にしては抜けているのかなと思って今聞いたわけですが、それは。

○障がい福祉課長（成田亜弘） 太陽光発電の設備のほうに関してなのですが、当初こちらのほうでも検討させていただいたのですが、今回の財源というのが、先ほど申したように公共施設等適正管理推進事業債といいまして、城北公園の交通広場の研修棟との複合化ということで、さらに減築という形の条件があります。その場合、各施設の部屋をちょっと広く取りたいという部分があったほか、今の身体障害者福祉センターの施設の場所というのが浸水想定区域になってございまして、指定避難場所とはならないということもございまして、こちらのほうとしましては、太陽光発電のほうに関してはつける方向ではなくて、結局、太陽光発電をつけることによってそれを今度は備蓄するための場所といいますか、そのスペースを確保することもちょっとなかなか難しいというのもあって、今回、太陽光発電の設備自体はつけないという形にしております。ただ、例えば、通常、障がい者の方が利用されている中で、例えば急に停電とか何かあったときのために小型の発電機のほうを備品で設置する方向で今検討させてもっております。

○19番（外崎勝康委員） ちょっとFMの視点でどうお考えなのかというのをちょっとお聞きしたいと思っています。

一つは、やっぱりFMなのでランニングコストとか耐用性、汎用性とか、その辺はどういうふうな考えでいるのか、お聞きしたいと思います。

○障がい福祉課長（成田亜弘） ランニングコストの関係でございますけれども、これまででございますと、身体障害者福祉センター、今現在は解体しまして、例えば社会福祉センターですとか、岩木保健福祉センター等、ほかのいろいろな施設で分散状態でやっていると。それでそれぞれの建物もかなり老朽化してきているということもございまして。あと城北公園の交通広場のほうの研修棟のほうもかなり老朽化していると。

それで今後、修繕等、いろいろ加味しますと、やはりここで一旦同じ建物として共用することでその辺のコストダウンというのも図られるかなと考えてございます。

○19番（外崎勝康委員） あと、耐用性とか、汎用性とか、そういうのもFMの考えなので、それも含めてランニングコストということで具体的にどのくらい効果をこの建物にもたらしていくのかというのを、もうちょっと具体的な数字があればお知らせいただければと思います。概算でもいいのですけれども、なければなくてもいいですが、後でまた聞きたいと思います。

○障がい福祉課長（成田亜弘） すみません、ランニングコストとか詳細な金額とかに関しましては、ちょっとこちらのほうではそういう資料がございませんでしたので、申し訳ございませんが……。

○19番（外崎勝康委員） あと1点だけ。やっぱり新規の建物というのは、やはり大事なのは、やっぱり一つは50年目安の、一つはランニングコスト、これ非常に大事だと思うのですよね。その成果なり、その効果なり、また今、多様性、汎用性というお話をしましたけれども、それがやっぱりきちんとした考えを持った新規の建物というのを考えていく必要があると思いますので、今いろいろなものを集約していくというお話もありましたので、そういったことはきちんとやっぱり提示できるような体制、FMの感性をしっかりとった形で事業を起こしていただきたいなということを申し上げたいと思います。

○委員長（佐藤 哲委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

---

## 議案第52号 動産の取得について（排水ポンプシステム）

---

○委員長（佐藤 哲委員） 次に、議案第52号動産の取得についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。

○総務部長（番場邦夫） まず初めに、配付資料について御説明申し上げます。

排水ポンプシステムの取得に係る議案第52号につきまして、買入れする排水ポンプシステムのパンフレットと入開札一覧表をお配りしております。

それでは、議案第52号動産の取得について御説明申し上げます。

取得する動産の種類及び数量は排水ポンプシステム一式で、取得の方法は買入れであります。

取得の目的は、大雨による市内の河川等からの浸水被害を軽減するため、買入れするものがあります。

買入れする排水ポンプシステムは、帝国繊維株式会社製の hidroサブ60で、ディーゼルエンジン搭載、油圧式水中ポンプを駆動する移動式の排水システムであり、契約金額は384万8400円、契約の相手方は有限会社城栄産業であります。

以上であります。

○委員長（佐藤 哲委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○17番（千葉浩規委員） 1回で6点質疑しますのでよろしくをお願いします。

まず、予想はつくのですけれども、今回、この動産を取得するに至った経緯についてお願いします。

二つ目は、動産の取得の際に議会の議決を必要とするということですが、その金額についてお教えてください。

あとは、今回は指名競争入札ということで、指名の業者のリストが並んでいるわけですが、こうやって業者の名前がそのリストに並ぶ根拠について、答弁をお願いします。

四つ目は、今回、本当に辞退者が多くて、4者による競争ということだったのですが、この競争性という点についての評価をどのように考えているのか、答弁をお願いします。

5点目として、工事請負契約のときには予定価格や落札率が掲載されていましたが、動産の取得についてはそういうのが一切ありません。これだといかほどの、契約金額が妥当なのかということが私にはよく分からないのですけれども、こういった動産取得については、こうした数値がないのはなぜなのか、初心者ですので教えていただきたいと思います。

そして、最後に今回、落札した業者についての概要をお知らせください。

○防災課長（一戸拓利） この購入に至った経緯についてでございます。こちら、昨年8月上旬の大雨によりまして、小友地区ほか市内でたくさん床上・床下浸水被害がありました。今後はそのようなことがまた、大雨の災害というはあるということが十分に考えられますので、今後は、市が早めに、事前に動いて早めの対応でそういう被害の軽減を図りたいというふうに考えまして、今回、この排水ポンプシステムの購入に至ったというものでございます。

○契約課長（黒沼立真） 契約の関係、5点ほどありました。

まず、1点目、物品購入の際に議会の議決を必要とする金額の関係であります。弘前市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条におきまして、予定価格2000万円以上の動産の買入れというふうに規定されております。

2点目です。指名競争入札で指名のリストに並ぶための根拠ということでございます。原則として市の競争入札参加資格者名簿に登録されている市内業者を指名することとしておりまして、今回の排水ポンプシステムにつきましては、消防用器具類の項目に登録がある全43者を指名したものであります。

3点目、辞退者が多く4者による競争ということだが、競争性という点での評価ということでございます。取扱い調査時点で、4者が排水ポンプシステムの取扱いが可能と回答していることから、競争性は確保されるものと考え、入札を執行しております。なお、辞退者が多いことにつきましては、消防用器具類の項目に登録がある市内の全43者を指名することにより、広く入札に参加する機会を設けたことによるものでありまして、その結果、本事案については、入札への参加を希望しない事業者が多かったものと理解しております。

4点目です。落札率がない理由ということでございます。落札率につきましては、物品購入の場合、予定価格を入札後も公表していないことから、予定価格と契約金額を用いて算出する落札率につきましても、予定価格と同様に公表していないものであります。

5点目、落札した事業者の関係です。契約の相手方の有限会社城栄産業は弘前市に本店を有する法人で、市の競争入札参加資格者名簿において、主に消防用器具類と保安用品・用具などに登録されている事業者であります。

- 16番（木村隆洋委員） 先ほども、今回、排水ポンプを導入する要因として昨年の大雨災害、豪雨災害があったと。また、小友地区の浸水の話が出ましたけれども、たしか2013年9月にも台風災害で小友地区は浸水しているということで、例えば今回、この排水ポンプを入れることによって、昨年豪雨災害のときに、なかなか一晩中やっても全然水が引かないでというのが、道路の低いあそこでも、例えばざっとしたイメージで構わないので、これまでとどれだけ容量といえども、どのぐらいのイメージで、例えば去年の災害時で構わないので、どのぐらい排水の能力が上がるのかということをご概算でいいのでお知らせ願えればと思います。
- 防災課長（一戸拓利） 昨年はもう浸水してしまってから、浸水する前も消防団のポンプで耐えてはいたのですけれども耐え切れなかったと。それで、国のポンプを呼んで、あれは1分で3万リットルが空くという大きいポンプでやって、何とか排水を終えたのですけれども、まずは早めに動くというのが大事なかなというふうに思っていて、それこそ前回でいけば8月9日から始まりましたので、もう8日の時点で例えば現場にセットしてしまうと。それで、用水とかの区分でたまり始めたらもうかけてしまうということで、たまってしまってもうなかなか難しいと思うのですけれども、早めにかけてやるというのが、意味があるかなというふうに考えております。
- 16番（木村隆洋委員） 今、課長のお話を聞いてもやっぱり、その2013年の件、昨年の件のどういうところが問題点があったのかということをご精査してやっていくというのは非常に重要だと思いますので、ぜひ、逆に今せっかく、9日から始まった豪雨災害に関して8月8日からという準備までやるのだということだったので、ぜひその仕組みづくりというのもしっかりと考えていただければと思います。終わります。
- 19番（外崎勝康委員） 私は、ちょっと1点だけ確認したいと。具体的な運用方法ですね。どこで管理してどうしてやるか、そして実際、セットするための時間とか、その辺、分かる範囲で結構ですので、全体が分かるようなお話をお聞かせください。
- 防災課長（一戸拓利） ポンプは、まず2トントラックに積み上げて使うというところで、積み上げるところまでは市がやります。それで、中庭に、先ほどの例でいけば8月8日にはということで、8日には例えば中庭にもう持ってきてしまいます。例えば、小友のほうにセットしますよということになると、今度は消防団につないで消防団が中庭から現場に持って行って待機して、その後排水の作業も始まるとそこで作業すると、終わればまた持ってきてもらうというような流れで運用する形に今進めている状況でございます。
- 24番（三上秋雄委員） 1点だけ。今、約4000万円ぐらいする機械を入れるわけですが、私が調べたら、これに対して補助金があるのだという話を聞いたことがあるのですけれども、それについて。
- 防災課長（一戸拓利） 今回は、補助金でなくて地方債を使いました。100%充当できて、交付税算入が7割。ですので、7割の補助金を受けるのと同じような感じの緊急自然災害防止対策事業債というのを使いました。
- 24番（三上秋雄委員） 今、課長、7割の補助になるという話を聞いたのですけれども、さっき木村委員も話をしたあつた国のやつは1分間に3万リットルでしたか、排水量が。それでやっぱり、こっちは落ちるわけですよ。できれば2台ぐらいあれば私はいいなと思って、例えば河東と河西とか、それも集中してやるのかという形のものにすれば、せっかくの、7割補助というのはなかなか出てこない補助金になるのかなという感じがしてあつたのですけれども。そうすると、この7割というのはいつまで期間が、やっぱり補助というのは期間があると思

うのだけれどもさ。例えば今回災害があったと、やっぱり性能がいいと、でももう1台あればもっといいのだという形になったときに、例えばその資金を使ってまた買えるのかなというのがあるのだけれども、そのあれはどうなりますか。

○防災課長（一戸拓利） 緊事債、いわゆる緊事債と省略していうのですけれども、例えば来年、もう1台増やしたいということで、それは利く形になりますので、今年度もその状況を見て、必要性をまた考慮してそこは考えていきたいと思います。

○委員長（佐藤 哲委員） ほかに御質疑ございませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。  
討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

ここで、理事者から発言を求められておりますので、これを許可します。

○障がい福祉課長（成田亜弘） 先ほどの答弁の中で、一つ誤りがございました。大変失礼しました。

内容としましては、議案第49号、弘前市身体障害者福祉センター新築工事でございますけれども、こちらのほうで旧設備から新しくなったときの面積なのですけれども、私、新しくなるのが482.92平米に変わりますと答弁させてもらったのですけれども、正しくは整備後は481.65平米になります。既存の建物が416.67平米でございますので、若干ではございますけれども、大きくなるという形でございます。大変失礼しました。

〔理事者入替え〕

---

## 議案第43号 弘前市税条例の一部を改正する条例案

---

○委員長（佐藤 哲委員） 最後に、議案第43号弘前市税条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。財務部長。

○財務部長（奈良道明） 議案第43号弘前市税条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

提案理由といたしましては、地方税法等の一部改正に伴い、森林環境税の賦課徴収に係る規定を整理するなど、所要の改正をしようとするものであります。

それでは、主な改正の内容について御説明いたしますので、お配りしている資料、弘前市税条例の一部改正概要を御覧願います。

1の弘前市税条例の一部改正の、(1)個人住民税関係につきましては、令和6年度から課税が開始される森林環境税の賦課徴収に係る規定を整理するものであります。

次に、給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項について前年の申告内容と異動がない場合は、その旨の記載に代えることができるよう規定するものであります。

(2)軽自動車税関係につきましては、環境性能割及び種別割の賦課徴収の特例規定について、燃費及び排気ガス性能に係る不正行為を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして、不正により生じた納税不足額を徴収する際に加算する割合を100分の10から100分の35へ引き上げるものであります。

2の附則につきましては、第1条は施行期日を、第2条及び第3条は経過措置を規定するものであります。

以上であります。

○委員長(佐藤 哲委員) 本案に対し、御質疑ございませんか。

○17番(千葉浩規委員) 資料にある(1)の①森林環境税の賦課徴収に係る規定の整理と、これに関わって質疑をさせていただきます。

まず、この森林環境税の概要、納税義務者、税率、賦課徴収の方法、非課税と免除の規定、今回から賦課される理由について、まずは答弁をお願いします。

○市民税課長(村元広美) そうすれば、私のほうから。

まず、御質疑の1項目め、森林環境税とはどういうものかなのですけれども、森林は地球温暖化防止や災害防止等の公益的機能を有しておりまして、国民一人一人が恩恵を受けております。その整備等に必要なる財源を国民みんなで協力し合い均等に負担していただくため、令和元年に国税として創設され、令和6年度より市町村が賦課徴収するものであります。

それから、納税義務者についてなのですけれども、1月1日現在、国内に住所を有する個人となります。

税率は年額1,000円となります。

それで、賦課徴収の仕方なのですけれども、1月1日現在、住所を有している市町村が個人住民税と合わせて賦課徴収することとなっております。

それから、非課税になる方についてなのですけれども、生活保護法の規定による生活扶助等を受けている者、障がい者、未成年者、寡婦またはひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下の者、前年の合計所得金額が政令で定める金額以下の者が非課税の対象となります。

最後に、なぜ今、森林環境税が導入されるのかについてなのですけれども、平成26年度から始まった東日本大震災からの復興を目的として全国的に実施する防災施策の財源確保のための個人住民税の均等割引上げ措置が令和5年度で終了いたしますので、その時期を考慮して6年度からの賦課ということになっているものであります。

○17番(千葉浩規委員) 今回、国民一人一人がということでありましたけれども、二酸化炭素を出しているのは別に国民だけではなくて、企業も二酸化炭素を出しているわけなのですが、なぜこの森林環境税について、法人税には課税されずに今回、市民税のみに課税されるのか。先ほどお話のあった東日本大震災の税金については、たしか法人税もかけられていたし、所得税にもかけられていたのだけれども、今回は市民税だけだということなので、国民一人一人というけれども、CO<sub>2</sub>を出しているのは企業も出しているわけですから、なぜ市民税なのかということが一つです。

あとは、国税ですよ、国税だったら所得税から取ればいいのかと。何で市民税

から取るのかということで、なぜ市民税に賦課するのかということでの答弁をお願いします。

○市民税課長（村元広美） そうすれば、まず初めの、事業所のほうでもCO<sub>2</sub>、というか、排出しているのに、住民税に課税するのはどういうことかということなのですから、この税は地球温暖化防止や災害防止のため、森林の干ばつであるとか人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に使われるものでありまして、国民一人一人が恩恵を受けるものでありますことから、広く国民に負担していただくということで、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律というのがございまして、これの第7条に個人住民税均等割と併せて賦課徴収すると規定されているものであります。

次に、国税なので所得税に上乗せすればいいのではないかというお話だったので、これ、賦課の仕方、国が個人住民税均等割と同じ基準で賦課するという場合に、国が持っていない所得税の基礎控除を下回る所得者についての情報というのも集めなければいけなくなってくるということで、現在国が保有していない情報を集めるということがあまり現実的でないということから、市町村が賦課している個人住民税と併せて賦課徴収することが適当であると判断されたものであります。

○17番（千葉浩規委員） ちょっと確認になってしまうのですが、今の答弁を聞くと、市民税に賦課すると所得税が非課税の世帯からも税金を取ることができると。さらに今回、臨時議会のとき、市の独自の努力で、今回、3万円の国の給付金については、均等割のみ課税世帯にも支給になったのだけれども、こういった世帯からも税金を集めることができるので市民税にかけたということなのでしょうか。

もう一つは、この国税を市が集めるわけですから、本来、交付税を、市が税務署に代わって集めるわけですから、そうすると市に対して人件費とか、そういった交付税措置があるのかどうか。こうやって実際に議会で議論しているわけですから、全然、人件費がかかるわけですから。そういう交付税措置なんていうものはあるのでしょうか。答弁をお願いします。

○市民税課長（村元広美） 所得税非課税であっても、住民税が課税されれば、住民税均等割が課税されていけば森林環境税もかかるのかということなのですから、国の取り方として、所得税が非課税であっても個人住民税均等割が賦課されるということであれば、森林環境税は課税されるという形になっております。

それから、事務費ですね、市が徴収事務をやるということで、それにかかるいろいろな経費は交付されるのかということなのですから、この森林環境税の税収というのが、その全額を森林環境譲与税ということで、地方自治体に譲与される、下りてくるものになっております。なので、森林環境税に係る、徴収に係る経費というのは、国から交付はされないということになっております。

○16番（木村隆洋委員） 今回、この森林環境税を住民税から取るというか、単純に言えばそういうことだと思うのですが、実際幾ら、額は幾ら取られるのですか、単純に。

○市民税課長（村元広美） 取られるというのは、徴収額でなくて……徴収額は1人年1,000円になります。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤 哲委員） 全部で何ぼって聞かないのか。

○16番（木村隆洋委員） 合わせて、全部で幾らになるのですか。

○市民税課長（村元広美） まだこれからということではあるのですが、令和5年度の課税ベースで、均等割でいくと、課税されるのが、予想として5年ベースでいけば7万8531人ということなので、1人1,000円、7853万1000円、単純計算するとそれくらいの額になるという

ことになります。

○委員長（佐藤 哲委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

○17番（千葉浩規委員） 私は、議案第43号弘前市税条例の一部を改正する条例案議案について反対の立場で討論を行います。

議案の森林環境税は所得にかかわらず、市民税に1世帯当たり1,000円を一律徴収するものですから、逆進性が高い集め方です。しかも、国税なのに所得税ではなく市民税にかぶせて、所得税が非課税の世帯からも徴収するのですからなおさらです。国民生活を圧迫するやり方はやめるべきです。森林整備の財源は国の一般会計での森林予算や地方交付税で補償すべきです。

以上で、反対の立場での討論とさせていただきます。

○16番（木村隆洋委員） 私は、会派創和・公明を代表いたしまして、議案第43号弘前市税条例の一部を改正する条例案に賛成する立場で意見を申し上げます。

本条例案は、令和5年3月31日に公布された地方税法等の一部を改正する法律等に基づき、森林環境税の賦課徴収に係る規定を整理するなど、所要の改正をしようとするものであります。

森林環境税は、森林が有する公益的機能の恩恵を受けている国民一人一人が広く等しく負担を分かち合い、地球温暖化防止、災害防止等の重要な役割を担う森林を支える制度であり、住民が広く等しく負担を分かち合う個人住民税均等割と併せて賦課徴収を行うこととする理事者側の説明は、十分理解できるものであります。

以上のことから、議案第43号弘前市税条例の一部を改正する条例案について、賛成するものであります。

○委員長（佐藤 哲委員） ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

本案に対しては、反対がありますので起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（佐藤 哲委員） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

【午前11時16分 散会】